

# 令和2年度事業計画

## I. 事業の概要

新型コロナウイルスの危機をなんとか乗り切ることができた（5月28現在）。しかしコロナはわれわれの日常の生活パターンに変化をもたらし、社会が大きく以前とは変わってしまった。この新たな社会に対応し再生していくことが求められる。

今後先行き不透明な中で危機的状况に対応し薬局業務を事業継続計画（Business Continuity Plan）に従い、薬局に求められている機能と役割を認識し、他の職種の医療機関等と連携を密にして危機を乗り切っていく必要がある。いまこそ薬剤師の持つ能力を社会に発揮する時が来た。薬剤師として何ができるのか社会に示したい。

薬剤師が本来の役割を果たし、地域の患者を支援する医薬分業の今後を確かなものにするために石川県薬剤師会は事業を行っている。これから地域包括ケアシステムの構築が進展していく中で、薬剤師・薬局には、医師をはじめとする他の職種や医療機関、介護施設等の関係機関と情報を共有しながら連携して、患者に対して一元的・継続的な薬物療法を提供することが求められている。そのために薬剤師は、調剤時のみならず医薬品の服用期間を通じて、服薬状況の把握（服薬アドヒアランスや有効性の確認、薬物有害事象の発見等）による薬学的管理を継続的に実施し、また必要に応じて、患者に対する情報提供や薬学的知見に基づく指導を行うほか、それらの情報を、かかりつけ医に提供し、他の職種や関係機関と共有することが必要となる。

薬局でこのように薬剤師が期待される役割を十分に果たせる環境を整備する必要があり、その一環として、薬剤師の行う対人業務を充実させる観点から、品質の確保を前提として対物業務の効率化を図ることが求められる。これは薬機法に反映され現実に動き出した。

また地域包括ケアシステムの構築を実現し、「患者のための薬局ビジョン」を実現する方向性が示されている。

これらを現実化するために石川県薬剤師会では事業を行っていく。まず事業を大分類として四つに分類した。「患者のための薬局ビジョン」を実際に推進していくための「薬局ビジョン」、薬剤師の職能を充実していくための「薬剤師職能」、学術的な領域の向上を目的とする「学術」そして薬剤師に必要な医薬品情報やICTの分野をまとめて「情報」とした。

次に具体的な事業内容を統合して「薬局ビジョン」では5事業、「薬剤師職能」6事業、「学術」4事業、「情報」4事業を行う。これらの事業を認定された公益社団法人の事業と整合性をわかるように配置した。

我々は「患者のための薬局ビジョン」に掲げた医薬分業のあるべき姿に向けて、薬剤師が他の職種や患者から信頼されるに足る資質を確保することが重要である。臨床においては患者に接しながら薬学的な問題を発見し、それを解決できるようにするための臨床に係る実践的な能力をさらに高めることも要求されている。そのため地域で求められている薬剤師の役割が発揮できるよう、常に自己研鑽に努め、専門性を高めていくための薬剤師会でなくてはならない。今後、社会

が薬剤師に求める職能はますます拡大していくであろう。それに応えることができる薬剤師会を実現していきたい。

## II. 事業区分

### 1. 薬局ビジョン

#### (1) かかりつけ薬剤師・薬局機能促進事業

かかりつけ薬剤師として、また、かかりつけ薬局としての機能を向上させることを目的とする。さらに医薬分業の質の向上に取り組むことで、医薬品の供給・公衆衛生の向上等地域における薬局機能の向上をはかり、患者に安心・安全な医療を提供し、もって、県民の健康衛生の維持向上に寄与することを目的としている。

#### (2) 健康サポート薬局推進事業

健康サポート薬局はかかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による主体的な健康の保持・増進を積極的に支援する薬局である。医薬品医療機器法施行規則では、「患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する薬局」としている。現在石川県では25の薬局が認定を受けている。継続研修を引き続き行い、健康サポート薬局を増やしていくとともに県民へ存在の認知を図っていく。

#### (3) しっかり服薬事業委員会（県の委託事業）

効果的な医薬品であっても、服用法を規則正しく守らず、飲み忘れてたり飲み間違えたりすると、治療効果が上がらなかったり副作用が生じたりする。多職種で連携し対応策を検討する。

#### (4) 健康情報拠点事業委員会（県の委託事業）

モノからヒトへ、薬局の在り方の変化に伴い、薬局と医療機関との情報の連携を円滑に行うことで患者に起こりうる有害事象に迅速に対応し、より良い医療の実現となるように活動を行う。この事業は行政と各医療機関の連携を図り、上記の目的に向けて事業実施するためには、地域での活動が重要である。そのため本部委員だけでなく、各支部からの委員も参加して事業を行うこととする。

#### (5) 保険委員会（保険業務委員会と統合）

保険業務適正化の推進（HP、FAX、研修会等による会員への情報提供など）、保険薬局個別指導・集団指導の立ち合い及び助言を行う。

### 2. 薬剤師職能

#### (1) 薬事知識の普及事業（向精神薬服薬リスク未然防止委員会・薬物乱用防止事業）・

##### 「クスリと健康」アドバイザー体制事業

向精神薬服薬リスク未然防止委員会として、薬局の地域連携が強化されつつある中で、ゲートキーパー活動など薬剤師の自殺予防に果たす役割が求められていることから、こころの

健康センター主催のゲートキーパー指導者研修会参加を継続する。薬物乱用防止事業として、小中高校生を対象に薬物乱用防止活動を行う。

「クスリと健康」アドバイザー体制事業として、地域社会に向けてクスリの適正使用を通して健康指導・相談体制を強化する。

## **(2) スポーツファーマシスト委員会・薬育推進委員会**

医師・アスリートなどからのドーピング違反物質に関する問合せ対応は薬剤師の責務の一つである。特に国民体育大会に出場する石川県選手団の中からドーピング違反を出さないために積極的な情報提供と啓発活動が重要である。また小中高校生への薬育教育の中にアンチドーピング教育を含めることでアンチドーピングの意識付けを早くから行うことも必要である。

JADA 公認スポーツファーマシストのみならず、すべての病院・薬局薬剤師が医師・アスリートなどからの質問に対応する際に役立つ最新情報を提供する研修会を開催する。

## **(3) 薬剤師災害活動支援事業委員会**

災害時の薬剤師の活動内容を、医療技術の進歩に応じ検討し、県内の薬剤師の知識・技術の向上を図り、もって、県民の健康衛生の維持向上に寄与することを目的としている委員会である。本年度は新型コロナウイルス感染症対応も含め、さらなる充実に努める。

## **(4) 薬薬連携強化・活性化推進事業委員会**

### **多職種連携（認知症対応力向上・在宅医療推進委員会（統合））・薬剤師確保対策事業**

病院・薬局・行政・大学・研究機関等全ての薬剤師が連携することにより、各方面での薬剤師業務がより良い内容となるよう支援する。

認知症を理解し、薬剤師の役割を理解する。また、医薬品の認知機能への影響や認知症の薬物治療について理解するとともに、認知症患者を支えるための医療・介護、地域が連携した生活支援の重要性を理解することを目的とする委員会である。そのための研修会を開催する。

地域包括ケアシステムの推進のため他職種との協働を目的とし各職能団体との交流（いわゆる顔の見える関係構築）を図る。

薬剤師の地域偏在を少なくするため関係する各方面（大学、自治体など）への働きかけ、また現在未就業の薬剤師へ就業（復職研修など）支援などを行う。

## **(5) 後発（ジェネリック）医薬品使用促進事業委員会（県の委託事業）**

後発（ジェネリック）医薬品の使用に際しての種々の問題を把握・検討することで使用・促進につなげ、保険医療制度の改善を通じて患者に安心・安全な医療を提供し、県民の健康衛生の維持向上に寄与することを目的としている。

また、行政・保険者及び各関連団体と共同で後発医薬品使用の促進を行っていく。

## **(6) 公衆衛生**

環境衛生関連調査を実施することで薬剤師等の医療関係者の意識を向上させる。特に石川県薬剤師会検査センターを利用した検査を行うことで地域保健への貢献を行い、さらにこれ

らを通して県民のための公衆衛生の向上に努める。

### 3. 学術

#### (1) 薬剤師生涯学習事業

薬剤師は、時代に即応した医療需要と社会的要請に応え、薬剤師として必要な責務を全うするために、生涯にわたって研修等による自己研鑽に努めなければならない。日本薬剤師会の研修記録システム J P A L S を活用し資質の確認と向上に努める。また石川県薬剤師会が認定を受けている認定薬剤師研修制度 G08 が薬剤師免許を持つにふさわしい資質を維持するための生涯研修をバックアップし、その成果を客観的に認定する。他の医療従事者や患者からの信頼を高め、常に時代に即した薬学的ケアを行える薬剤師であることを維持するための生涯学習を推進していく。

#### (2) 研修センター事業（認定薬剤師研修制度）

薬剤師が国民や患者の安全を守り、健康増進に寄与することで、その期待に応えるためには、継続的な生涯学習が不可欠である。そのための認定薬剤師制度の運用、研修会の実施や学術大会の開催を行う。研修会の開催はホームページにて公開し、希望すれば会員・非会員を問わず、有償で受講することができる。講師は本会会員及び学識経験者が務めている。

#### (3) 実務実習委員会（認定指導薬剤師養成事業委員会）

国民の生命、健康の保持増進に寄与することを目的に、高い臨床能力を持つ将来の薬剤師を養成するため、薬科大学・薬学部の必須科目である実務実習の受入体制・指導体制の充実を目指し、関連資料を作成する。また研修会の実施や関係機関との会議を開催する。「薬局実務実習担当者全国会議」「薬局実務実習受入に関するブロック会議」「北陸地区病院・薬局実務実習調整機構委員会」を行いその結果は地域薬剤師会を通じて伝達し、指導薬剤師の資質向上に努めるとともに、円滑な実務実習の実施に資する。

#### (4) 人を対象とする医学系研究（薬学）に関する倫理審査委員会

本委員会は、人を対象とする医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定めることで、人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られることを目的とする。次に掲げる事項を基本方針としてこの指針を遵守し、研究を進めるために本委員会を設置した。

- ① 社会的及び学術的な意義を有する研究の実施
- ② 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保
- ③ 研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益の総合的評価
- ④ 独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による審査
- ⑤ 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意
- ⑥ 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
- ⑦ 個人情報等の保護
- ⑧ 研究の質及び透明性の確保

日本薬剤師会・第52回学術大会（2019年・山口）より、「人を対象とする医学系研究（薬学）」の一般演題（会員発表）には、倫理審査が必要になりました。日本薬剤師会学術大会の

投稿規定・ガイドラインにも盛り込まれています。

## 4. 情報

### (1) ICT委員会

ポストG5(第5世代通信システム)時代を見据え、薬剤師の個人認証やテクノロジーがもたらす未来を展望し、薬剤師にとってのICTを考えていきたい(電子お薬手帳、医療情報共有システム等)。

また、石川県薬剤師会運営における会議・委員会等においてもICTを活用し、移動距離の不公平さの是正、災害や感染症などの発生時への対策として導入すべきかを検討する。

### (2) 医薬品安全管理事業委員会 (e薬.com/医薬品品質管理事業委員会、調剤事故防止事業委員会、高度管理医療機器等販売業等にかかる継続研修事業委員会)

#### 医薬品適正使用推進事業

薬局では医薬品の供給のみならず健康の維持向上のための医療機器の供給も行っている。高度管理医療機器の販売においては、管理者には薬剤師があたることになっている。医療機器の中でも特に薬局等で扱う機会の多い、高度管理医療機器の知識取得によって、県民の健康衛生の維持向上に寄与することを目的としている。

### (3) ホームページ運営事業

会員への告知や活用できる情報発信のため、石川県薬剤師会のホームページの内容の充実と利便性の向上を引き続き図っていく。また理事会や委員会の議事録をホームページ上にて公開し透明性を確保していく。

### (4) 薬機法等対策委員会

薬事法は平成25年に安全対策の強化や医薬品販売規制の見直し等を内容とする二度の法改正が行われ、この改正法の附則で施行後5年を目途とする見直しの検討規定が置かれた。この規定を契機として、平成30年4月以降、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会(以下、「本部会」)では、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下、「薬機法」)の施行状況に加え、人口構成の変化や技術革新の進展などの環境変化を踏まえ、薬機法見直しの検討を中心に、医薬品・医療機器等を取り巻く現状や課題について議論を行った。今回の改定について、薬剤師会としての対策を考えていきたい。